

## 中小 M&A ガイドライン遵守に関する補足説明資料

本資料は、株式会社北日本銀行が、中小企業庁が定める「中小 M&A ガイドライン」に記載されている事項について、登録 M&A 支援機関として登録時に遵守すべき事項を宣言したものを顧客に説明するために用いるものです。

### 遵守を宣言した内容

仲介契約・FA 契約の締結について、業務形態の実態に合致した仲介契約あるいは FA 契約を締結し、契約締結前に依頼者に対し仲介契約・FA 契約に係る重要な事項について明確な説明を行い、依頼者の納得を得ます。

特に以下の点は重要ですので説明します。

- (1) 譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と契約を締結し双方に助言する仲介者、一方当事者のみと契約を締結し一方のみに助言する FA の違いとそれぞれの特徴
- (2) 提供する業務の範囲・内容（マッチングまで行う、バリュエーション、交渉、スキーム立案等）
- (3) 手数料に関する事項（算定基準、金額、支払時期等）
- (4) 秘密保持に関する事項（秘密保持の対象となる事実、士業等専門家に対する秘密保持義務の一部解除等）
- (5) 専任事項（セカンド・オピニオンの可否等）
- (6) テール条項（テール期間、対象となる M&A 等）
- (7) 契約期間
- (8) 依頼者が、仲介契約・FA 契約を中途解約できることを明記する場合には、当該中途解約に関する事項

最終契約の締結について、契約内容に漏れがないよう依頼者に対して再度の確認を促します。

クロージングについて、クロージングに向けた具体的な段取りを整えた上で、当日には譲り受け側から譲渡対価が確実に入金されたことを確認します。

専任事項については、特に以下の点を遵守して、行動します。

- ・依頼者が他の支援機関の意見を求めたい部分を仲介者・FA に対して明確にした上で、これを妨げるべき合理的な理由がない場合には、依頼者に対し、他の支援機関に対してセカンド・オピニオンを求めることを許容します。ただし、相手方当事者に関する情報の開示を禁止したり、相談先を法令上又は契約上の秘密保持義務がある者や事業承継・引継ぎ支援センター等の公的機関に限定したり

する等、情報管理に配慮します。

- ・専任事項を設ける場合には、契約期間を最長でも 6 か月～1 年以内を目安として定めます。
- ・依頼者が任意の時点で仲介契約・FA 契約を中途解約できることを明記する条項等（口頭での明言も含む）も設けます。

テール条項については、特に以下の点を遵守して、行動します。

- ・テール期間は最長でも 2 年～3 年以内を目安とします。
- ・テール条項の対象は、あくまで当該 M&A 専門業者が関与・接触し、譲り渡し側に対して紹介した譲り受け側のみに限定します。

仲介業務を行う場合、特に以下の点を遵守して、行動します。

- ・仲介契約締結前に、譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と仲介契約を締結する仲介者があるということ（特に、仲介契約において、両当事者から手数料を受領することが定められている場合には、その旨）を、両当事者に伝えます。
- ・仲介契約締結に当たり、予め、両当事者間において利益相反のおそれがあるものと想定される事項（※）について、各当事者に対し、明示的に説明を行います。

※ 例：譲り渡し側・譲り受け側の双方と契約を締結することから、双方のコミュニケーションや円滑な手続遂行を期待しやすくなる反面、必ずしも譲渡額の最大化だけを重視しないこと

- ・また、別途、両当事者間における利益相反のおそれがある事項（一方当事者にとってのみ有利又は不利な情報を含む）を認識した場合には、この点に関する情報を各当事者に対し、適時に明示的な開示をします。
- ・確定的なバリュエーションを実施せず、依頼者に対し、必要に応じて士業等専門家の意見を求めるよう伝えます。
- ・参考資料として自ら簡易に算定（簡易評価）した、概算額・暫定額としてバリュエーションの結果を両当事者に示す場合には、以下の点を両当事者に対して明示します。
  - (1) あくまで確定的なバリュエーションを実施したのではなく、参考資料として簡易に算定したものであるということ
  - (2) 当該簡易評価の際に一方当事者の意向・意見等を考慮した場合、当該意向・意見等の内容
  - (3) 必要に応じて士業等専門家の意見を求めることができること
- ・デューディリジェンスを自ら実施せず、デューディリジェンス報告書の内容に係る結論を決定しないこととし、依頼者に対し、必要に応じて士業等専門家の意見を求めるように伝えます。

上記の他、中小 M&A ガイドラインの趣旨に則った行動をします。

以上

本資料で用いられている主な用語について、「中小M&Aガイドライン（2020年3月、中小企業庁）」から抜粋し、以下の通り解説する。

- 秘密保持

情報の漏えいがあった場合にはM&Aが頓挫してしまうことがあり、秘密保持の観点からは重要であるため、仲介者・FAとの間の業務委託契約等においても、秘密保持条項が含まれていることが通常である。

特定の者（例えば、公認会計士、税理士、弁護士等の士業等専門家）への情報共有が許容されている場合（秘密保持義務が一部解除されている場合）もあるため、そのような規定があるかも確認しておくことが望ましい。

- 仲介契約

仲介契約とは、仲介者が譲り渡し側（※）・譲り受け側双方との間で結ぶ契約をいい、これに基づく業務を仲介業務という。

- FA契約

FA契約とは、FAが譲り渡し側・譲り受け側の一方との間で結ぶ契約をいい、これに基づく業務をFA業務という。

- セカンド・オピニオン

セカンド・オピニオンとは、中小M&Aを行おうとしている者が支援機関と契約を締結する際や、支援機関から受けた助言の内容の妥当性を検証したい場合等に、他の支援機関から意見を求めることをいう。

- バリュエーション（企業価値評価・事業価値評価）

バリュエーションとは、企業又は事業の価値を定量的に評価することをいう。評価額は、中小M&Aで譲渡額を決める際の目安の一つとして取り扱われる。評価手法は様々なものがあり、企業の実態や事業の特性等に応じた手法が選択される。

- 専任条項

通常、マッチング支援等において並行して他の仲介者・FAへの依頼を行うことを禁止する条項（いわゆる「専任条項」）が設けられている。他の仲介者・FAにセカンド・オピニオンを求めることや他の仲介者・FAを利用してマッチングを試みること等、禁止される行為が具体的にどのような行為であるのかという点を予め確認しておくことが望ましい。また、契約期間や中途解約に関する事項等についても併せて確認しておくことが望ましい。

- テール条項

マッチング支援等において、M&Aが成立しないまま、仲介契約・FA契約が終了した後、一定期間（いわゆる「テール期間」）内に、譲り渡し側がM&Aを行った場合に、その契約は終了しているにもかかわらず、その仲介者・FAが手数料を請求できることとする条項（いわゆる「テール条項」）が定められる場合がある。テール期間の長さ（最長でも2年～3年以内が目安である。）や、テール条項の対象となるM&A（基本的には、その仲介者・FAが関与・接触し、譲り渡し側に対して紹介した譲り受け側とのM&Aのみに限定される。）について、予め確認しておくことが望ましい。

- デューディリジェンス（DD）

デューディリジェンス（Due Diligence）とは、対象企業である譲り渡し側における各種のリスク等を精査するため、主に譲り受け側がFAや士業等専門家に依頼して実施する調査をいう（「DD」と略することが多い。）。